

5月1日の元号改正にともない、留意点をご案内します。

1. 共通事項(元号による年表示に関する原則)

①改元日前までに申請する場合

- ・「平成」を選択して申請書を作成してください。
- ・既に発行されている許可証は改元後も引き続き利用でき、改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして読み替えて利用してください。
- ・改元にとまなう許可証の再発行はいたしません。

②改元日以降に申請する場合

- ・5月1日の改元にとまなう、オンライン申請支援システムは「令和」を元号として選択可能となります。
- ・電子申請書作成システム(オフライン)は引き続き「平成31年」を選択して申請書を作成してください。(なお、許可証は「令和」で発行されます。)

※詳しくは、国土交通本省ホームページ「改元に伴う元号による年表示の取扱い及び情報システム改修等への対応について」をご覧ください。

・http://www.mlit.go.jp/page/kanbo04_hy_000154.html

元号改正にともなう特車システムの対応について

5月1日の元号改正にともない、申請書作成時の留意点をご案内します。

1. オンライン申請を利用になる場合

- ・4月26日(金)18時までは「平成」を選択できます
- ・5月 7日(火) 9時以降は「令和」を選択できます

| 申請書作成方法 | 申請時期 | 申請書作成時の元号の選択方法 | 許可証発行時の元号 (5月7日(火)9時以降) |
|---------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------|
| オンライン申請支援システム | 4月26日(金) 18時まで | ・通行開始日:「平成」を選択 ・通行終了日:「平成」を選択 | ・通行開始日:「令和」 ・通行終了日:「令和」 |
| | 5月7日(火) 9時以降 | ・通行開始日:「令和」を選択 ・通行終了日:「令和」を選択 | |

※なお、すでにご案内のとおり、4月26日(金)18時～5月7日(火)9時まではメンテナンス作業等によりシステムを停止するため、申請書の作成・提出ができません。

2. オフライン(書面)申請を利用になる場合

①既にオンライン申請支援システムのID・PWを取得されている場合

- ・電子申請書作成システムで作成したデータ(拡張子bin)をオンライン申請支援システムに読み込ませれば、「令和」に自動変換されます。
- ・申請書は、申請書作成予約後に以下の画面よりダウンロードできます。

【オンライン申請支援システム】の画面例

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
 申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請書を
ダウンロード

| 申請番号 | 申請書作成予約 受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 |
|------------|-----------------------|------|-----------------------|-------|--|
| 0016693435 | 平成31年04月03日 09時10分 | 作成完了 | 平成31年04月03日 09時12分 | | 申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/> |

②オンライン申請支援システムのID・PWを未取得の場合

- ・下記URLよりID・PWを取得すれば、上記のように「令和」で申請書を作成できます。

https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/faces/sinsei/main/SS002001.xhtml?jfwid=tlWjJ_XTwy5HL52Qraf8Cfn_1T4hORuG9J_qNbU:0

③オンライン申請支援システムを利用しない場合

- ・電子申請書作成システムで作成した、「平成」の元号のまま窓口に申請してください。
 この場合の許可証は「令和」の元号で発行されます。